一　この法律に基づく政令の規定による登記をすることを怠つたとき。
二　第四十六条の十二第一項、第四十六条の三十第一項、第五十三条第一項、第五十四条の三第一項又は第五十四条の九第一項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。
三　第三十四条の二第二項若しくは第三項、第四十五条の十一第四項、第四十五条の十五第二項若しくは第三項、第四十五条の十九第三項、第四十五条の二十五、第四十五条の三十二第三項若しくは第四項、第四十五条の三十四第三項、第四十六条の二十第二項若しくは第三項、第四十六条の二十六第二項、第五十一条第二項、第五十四条第二項、第五十四条の四第三項、第五十四条の七第二項若しくは第五十四条の十一第三項の規定又は第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百九十四条第三項の規定に違反して、正当な理由がないのに、書類若しくは電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写又は書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記録された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。
四　第四十五条の三十六第四項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
五　定款、議事録、財産目録、会計帳簿、貸借対照表、収支計算書、事業報告、事務報告、第四十五条の二十七第二項若しくは第四十六条の二十四第一項の附属明細書、監査報告、会計監査報告、決算報告又は第五十一条第一項、第五十四条第一項、第五十四条の四第一項、第五十四条の七第一項若しくは第五十四条の十一第一項の書面若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。
六　第三十四条の二第一項、第四十五条の十一第二項若しくは第三項、第四十五条の十五第一項、第四十五条の三十二第一項若しくは第二項、第四十五条の三十四第一項、第四十六条の二十第一項、第四十六条の二十六第一項、第五十一条第一項、第五十四条第一項、第五十四条の四第二項、第五十四条の七第一項若しくは第五十四条の十一第二項の規定又は第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百九十四条第二項の規定に違反して、帳簿又は書類若しくは電磁的記録を備え置かなかつたとき。
七　第四十六条の二第二項又は第四十六条の十二第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てを怠つたとき。
八　清算の結了を遅延させる目的で、第四十六条の三十第一項の期間を不当に定めたとき。
九　第四十六条の三十一第一項の規定に違反して、債務の弁済をしたとき。
十　第四十六条の三十三の規定に違反して、清算法人の財産を引き渡したとき。
十一　第五十三条第三項、第五十四条の三第三項又は第五十四条の九第三項の規定に違反して、吸収合併又は新設合併をしたとき。
十二　第五十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

別表都道府県の項中「第三十九条の三、第四十三条第一項及び第三項」を「第四十二条第二項、第四十五条の六第二項（第四十五条の十七第三項において準用する場合を含む。）、第四十五条の九第五項、第四十五条の三十六第二項及び第四項」に、「第四十六条の七、第四十七条の三、第四十九条第二項」を「第四十六条の六第四項及び第五項、第四十七条の五、第五十条第三項、第五十四条の六第二項、第五十五条の二第一項、第五十五条の三第一項、第五十五条の四」に改め、同表市の項中「第三十九条の三、第四十三条第一項及び第三項」を「第四十二条第二項、第四十五条の六第二項（第四十五条の十七第三項において準用する場合を含む。）、第四十五条の九第五項、第四十五条の三十六第二項及び第四項」に、「第四十六条の七、第四十七条の三、第四十九条第二項」を「第四十六条の六第四項及び第五項、第四十七条の五、第五十条第三項、第五十四条の六第二項、第五十五条の二第一項、第五十五条の三第一項、第五十五条の四」に改める。

（社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部改正）

第三条　社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和三十六年法律第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「、障害児入所施設」を削り、同項第四号を削り、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の二中「認可」を「設置の認可」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号を削り、同項第六号を同項第五号とし、同条第二項第一号中「第三十四条の三第二項の規定による届出がなされた障害児通所支援事業並びに同法」を削り、「なされた児童自立生活援助事業」を「された児童自立生活援助事業」に改め、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同条第三項第三号中「前二号」を「前各号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第二号を同項第四号とし、同号の次に次の二号を加える。

五　社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第六十二条第一項の規定による届出がされた障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）に規定する障害者支援施設

六　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十九条第二項の規定による届出がされた障害福祉サービス事業のうち居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助を行う事業及び移動支援事業

第二条第三項第一号中「なされた」を「された」に改め、同号を同項第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一　児童福祉法第三十四条の三第二項の規定による届出がされた障害児通所支援事業

二　児童福祉法第三十五条第四項の規定による認可を受けた障害児入所施設

第八条第一項中「、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合」を「百分の六十」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「十九年以下である」を「十五年以下である」に改め、同項第一号中「百分の七十二」を「百分の八十」に改め、同項第二号中「十九年」を「十五年」に、「百分の七十九・二」を「百分の八十八」に改め、同条第三項第一号中「百分の九十」を「百分の百」に改め、同項第二号中「二十年」を「十五年」に、「百分の九十九」を「百分の百十」に改め、同項第三号を次のように改める。

三　十六年以上二十年以下の期間については、一年につき百分の百六十

第八条第三項に次の三号を加える。

四　二十一年以上二十五年以下の期間については、一年につき百分の二百

五　二十六年以上三十年以下の期間については、一年につき百分の百六十

六　三十一年以上の期間については、一年につき百分の百二十

第八条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　退職した者の被共済職員期間が十六年以上十九年以下である場合における退職手当金の額は、第一項の規定に基づく政令で定める額に、その者の被共済職員期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

一　一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の九十

二　十一年以上十五年以下の期間については、一年につき百分の九十九

三　十六年以上十九年以下の期間については、一年につき百分の百四十